

砂川市訓令第37号

令和5年9月11日

子ども・子育て支援ニーズ把握調査事業に係る企画提案審査実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

子ども・子育て支援ニーズ把握調査事業に係る企画提案審査実施要綱の一部を改正する訓令

子ども・子育て支援ニーズ把握調査事業に係る企画提案審査実施要綱（平成25年訓令第54号）の一部を次のように改正する。

第4条中「4名」を「4人以内」に、「保健福祉部長及び関係職員」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 保健福祉部長
- (2) 社会福祉課長
- (3) 学務課長
- (4) その他市長が必要と認める職員

第8条第1項中「聴取するため、」の次に「当該参加事業者に対し、」を加え、「実施する」を「求めるものとする」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年9月11日から施行する。